公告第 08－085 号
令和 8 年 4 月 1 日

被保険者各位

ＧＬＶ健康保険組合
理事長　石川　雅一
（ 公 印 省 略 ）

ＧＬＶ健康保険組合規程の制定について

予防接種費用補助金支給規程を制定いたしましたので、組合事務取扱規定第 5 条に基づき、お知らせいたします。

記

予防接種費用補助金支給規程

（目　的）

第１条　この規程は、GLV 健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者及び被扶養者の感染症を予防するために実施する予防接種の補助金支給について定める。

（対象者）

第２条　予防接種時に組合の被保険者または被扶養者の資格を有するものとする。

（接種期間）

第３条　毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間のうち、組合が指定した期間とする。

（補助内容）

第４条　肺炎球菌（23 価 PPV、PCV13）、百日咳・破傷風・ジフテリア（DPT ワクチン）、日本脳炎、急性灰白髄炎（ポリオ）、B 型肝炎、麻しん・風しん、おたふくかぜ、水痘、ロタウイルス、Hib（ヒブ）、帯状疱疹（ZVL/RZV ワクチン）ヒトパピローマウイルス（HPV）、子宮頸がん予防ワクチン、コロナワクチン、BCG（結核）、RS ウイルスの予防接種に対し、補助金額は一人当たり 5,000 円を上限とする。

（１）補助は指定期間内に 2 回を限度とする。

（２）他の制度（市区町村助成等）により補助を受けることができる場合は、その補助制度を優先とする。

（３）支払った金額が補助金限度額に満たない場合は、実費分のみを支給する。

（申請方法）

第５条　任意の医療機関で接種を受けた後、「予防接種費用補助金申請書」に、医療機関発行の領収書を添付し組合が指定する申請期限までに提出するものとする。

２　添付する領収書は、次の項目が記載されている原本、または原本の電子データであること

（１）接種を受けた者の氏名

（２）接種日、医療機関名

（３）領収書又は領収明細書に予防接種名の記載があるもの

（支給方法）

第６条　補助金は、直接被保険者が指定した金融機関に振込むことにより支給する。

附　則

この規定は令和８年４月１日から施行する。

以上